

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	地区等自然環境保全事業			事業コード	240
所属コード	051000	課等名	環境企画課	係名	環境保全係
課長名	櫻 正伸	担当者名	鈴木 秀一	内線番号	8418
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	環境との共生	コード	6
	施策	かけがえのない自然との共生	コード	2
	基本事業	自然資源の活用	コード	1
予算費目名	一般会計 4 款 1 項 4 目 自然環境等保全事業 (002-01) 一般会計 4 款 1 項 4 目 環境保全地区等整備事業 (002-02)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 46 年度	
根拠法令等	「盛岡市環境基本条例」及び「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」			

(2) 事務事業の概要

市域の豊かな自然環境や歴史的環境の保全・創出を図るため条例に基づき指定している環境保護地区等の適切な維持管理を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

優れた自然環境を保全し、豊かで潤いのある都市環境の形成を目的に、昭和 46 年に条例を制定し、環境保護地区等の指定を行なった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 3 月に景観法に基づく景観計画と景観条例を制定し、平成 21 年 10 月 1 日に全面施行したことを踏まえ、景観行政の一元化に向けて市の組織機構を見直し、平成 22 年度以降、保存樹木と一部の保護庭園についての事務を都市整備部景観政策推進事務局へ移管した。

また、条例制定後 30 年余りが経過し、所有者の高齢化や相続により指定物件の維持管理が困難になっており、一部の所有者から行政に対し支援を求められている。また、周辺の宅地化により住民から、環境保護地区等の適切な維持管理を求める要望が寄せられている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

条例で指定している環境保護地区、保護庭園等の自然環境

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の件数	件	27	27	27	27	27
B 指定し保全を図っている環境保護地区、保護庭園の面積	m ²	1,784,310	1,784,310	1,784,310	1,784,310	1,784,310
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ①環境保護地区の巡視と現況把握
- ②樹木の診断や治療、整枝等の支援
- ③環境保護地区等の管理費支援
- ④開発等に対し指導・意見の提言

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 環境保護地区や保護庭園の巡視活動日数	日	26	26	26	26	26
B 保護庭園の整枝支援件数	件	3	1	2	2	2
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

自然環境の保全と活用を図るため、指定地区等の支援を行いながら市民に紹介するとともに自然愛護意識を高める。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 保護庭園「一ノ倉邸」を訪れた市民等の数	■上げる □下げる □維持	人	30,151	39,235	40,000	35,419	40,000
B 岩手公園の自然を訪ねる会に参加した市民の数	■上げる □下げる □維持	人	11	12	30	0	30
C	□上げる □下げる □維持						

（※H23 岩手公園の自然を訪ねる会は、震災直後であり中止。）

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	1,005	1,083	1,013	953
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	650	447	895	541
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,655	1,530	1,908	1,494
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	200	200	200	200
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	800	800	800	800
計	トータルコスト A+B	千円	2,455	2,330	2,708	2,294
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：自然環境の保全に関する市民の関心は高く、市域の優れた自然環境の保全が重要であるため。

② 市の関与の妥当性

個人の財産等個人情報にも関係する部分があることから、守秘義務及び公正な立場から判断することが求められるため、妥当である。

③ 対象の妥当性

市域の環境等の保全・創出を目的とする条例に基づく事業であり、対象としては、現状のまま妥当である。

④ 廃止・休止の影響

市民の都市環境への意識低下や都市のイメージダウンを招く可能性があるため、休廃止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

支援制度の充実、景観関連施策等関係施策との調整により成果の向上の余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費については、枠内配分により毎年予算が削減されている中で実施している事業であり、節減の余地はない。

また、人件費についても、業務時間数は最小限にとどめており、また、地区の指定から 30 年以上経過して保護庭園・環境保護地区を取り巻く状況が変化したことに伴い、維持管理面での事務が増大していることから、これ以上の削減はできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

現行条例に基づく指定制度と類似する制度との整理・統合に向けた関係課との調整を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

庁内の調整担当課が明確でない。関係課との調整や事業の統廃合等に際しては、現行条例の検証、支援制度の見直しが必要となる。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

保護庭園は個人の所有が多く、指定当時から所有者が変わるなど現状維持が難しい面もあると認識しています。景観行政との連携、区分けを行い新たな仕組みづくり（所有者のインセンティブを含めて）を検討する必要があると考えます。